

平成 25 年度 第 3 次第 4 回葛飾区消費生活対策審議会議事録 (概要)

日 時：平成 26 年 2 月 19 日 (水) 午前 10 時 30 分～正午

場 所：ウィメンズパル 3 階 消費者学習室

出席者：伊藤委員、越智委員、黒崎委員、佐々木委員、島田委員、林委員、
矢頭委員、谷茂岡委員 (五十音順)

1 開会

→ただ今から、第 3 次第 4 回葛飾区消費生活対策審議会を開会いたします。

それでは、事務局から、当審議会の小委員会として、すでに開催されました
第 1 回葛飾区消費者教育地域連絡会議についての報告をお願いします。

→それでは報告をさせていただきます。その前にお手元の資料の確認をお願いします。

資料の方はよろしいでしょうか。また、今年度の「くらしの豆知識」ができましたので、区民のみなさんに配布しました。作成部数ですが、需要が高まっていることから、平成 26 年度は、今までの 1,500 部から 2,500 部に増やす
予定にしております。

それでは、第 1 回葛飾区消費者教育地域連絡会議の報告をさせていただきます。

2 報告事項

(1) 第 1 回葛飾区消費者教育地域連絡会議 (消費生活対策審議会小委員会)
の報告

① 葛飾区消費者教育地域連絡会議の委員の紹介

葛飾区消費生活審議会会長

消費者団体連合会から 2 名

葛飾区商店街連合会会長

② 第 3 回第 3 次葛飾区消費生活対策審議会の内容について (報告)

○消費者教育の推進に関する法律の概要説明

○消費者教育の推進に関する基本的な方針の概要説明

○東京都消費者教育推進計画の概要説明

- 東京都消費者教育アクションプログラムの概要説明
 - 平成 25 年度東京都の消費者教育モデルとして 8 区市町村が決定した。
【千代田区・新宿区・江東区・荒川区・葛飾区・八王子市・昭島市・町田市】
 - 平成 27 年度到達目標として、消費者教育推進地域協議会又はそれに類する連携のための組織を、10 区市町村の設置としている。
 - 葛飾区消費者教育地域連絡会議の設置について承認をいただく。
- ③ 葛飾区の消費者教育推進の基本方針について
- 葛飾区消費者教育推進計画のスケジュールを説明
 - 平成 25 年度の審議会は平成 25 年 8 月 8 日と平成 26 年 2 月（2 回）
 - 地域連絡会議は平成 25 年 10 月 31 日と平成 26 年 3 月（2 回）
 - 平成 26 年度も審議会と地域連絡会議を各 2 回予定
 - 平成 27 年度には「葛飾区消費者教育推進協議会」と名称を変更して委員も関係部署から増員する予定
 - 平成 27 年度までには、「東京都消費者教育アクションプログラム」のような無理のない葛飾区独自のプログラムを策定していく予定
 - 25 年度の消費者教育推進事業の取組内容の説明
 - * 高齢者の被害防止対策事業
 - ・「地域包括支援センター関係機関との連携会議」の開催
 - ・高齢者向けの消費生活出前講座
 - ・消費生活情報の提供
 - 消費生活冊子「くらしの豆知識」「くらしにいかす」作成
 - * 早期の消費者教育事業
 - ・小学校での消費者教育授業の実施
 - ・放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）消費者教育事業の実施
 - ・児童館での消費者教育事業の実施
 - ・大学での消費者教育事業の実施
 - * 企業での消費者教育事業
 - 東京慈恵会医科大学葛飾医療センターにおいて、新入職員対象に「消費者被害防止セミナー」を開催
 - * 消費者教育を担う人材育成事業
 - 「消費者大学連続講座」の開催
 - * 消費者の自立支援事業
 - ・「消費者講座」の開催
 - ・区民大学単位認定講座「消費生活連続講座」の開催
 - 「葛飾区消費生活条例第 27 条の規定に基づく諮問に対する答申」を踏ま

え、葛飾区の実態に合わせた、消費者教育プログラムを策定していく予定

④ 現状についての意見交換

- ・平成 22 年の段階で、買い物に困難な高齢者が多くいる。
- ・商店街で商品を配達してくれるのが理想である。
- ・過去に区のモデル事業として、新小岩の「みのり商店街」が商品を配達するシステムを試みたが、経費が掛かり過ぎて廃止になった。
- ・商店の御用聞きの方も高齢化になり、荷物も配達できない状況である。
- ・商店の跡取りが少ない。
- ・商店によっては、配達や修理をしてもらえるところもある。
- ・商店街の方々に消費者行政を認識してもらえるような講座を開催してはどうか。
- ・商店街の空き店舗の活用が課題である。
- ・空き店舗で高齢者向けの啓発講座を開催してはどうか。
- ・消費者教育の基本的な考え方は答申で出ているが、実施していくとなると課題はかなりある。
- ・消費者教育の実施に当たり、小中学校は教育委員会との協働、高齢者の「見守り」では福祉部と協働、高齢者の「被害防止」では商店街との協働が必要であるが、多くの課題がある。
- ・葛飾区の高齢者実態調査で、最も高齢者が多い地域は堀切地区という結果である。また、堀切地域には大型量販店が無く、個人商店が多い地域なのでモデル地区として検討してはどうか。
- ・モデル地区を選択する前に、住民と商店街が互いにプラスになるような事業を検討していく。

→報告事項第 1 について、何かご質問はございますか。

→平成 27 年度には消費者教育地域連絡会議が葛飾区消費者教育推進協議会に移行するとの報告がありましたが、そのことについて説明願います。

→国は、都道府県及び区市町村において、消費者教育推進協議会又はそれに類する組織の設置を努力義務としています。葛飾区においては、まずは消費者教育地域連絡会議を設置し、今後、消費者教育推進協議会に変わる可能性があるということです。都道府県の場合は消費者教育推進協議会は必置ですが、市区町村の場合は努力義務としています。そのため、葛飾区として、今後移行する可能性があるということです。

→審議会と消費者教育地域連絡会議の関係について説明願います。

→消費者対策審議会は、葛飾区消費生活条例に基づく組織であり、消費者教育推進法とは直接関係はございません。条例が改正されない限り存続します。また、消費者教育地域連絡会議は、消費者対策審議会の小委員会として消費者教育の推進に対応する組織であり、今後消費者教育推進協議会に移行することもあります。

→わかりました。

→それでは、第2の25年度葛飾区消費者教育事業の報告についてお願いします。

→25年度の葛飾区消費者教育事業報告をさせていただきます。

(2) 25年度葛飾区消費者教育事業の報告について

1. 高齢者の被害防止対策事業

(1) 地域包括支援センター関係機関との連携会議

日時：平成25年7月19日（金）午後2時～4時

会場：東四つ木包括支援センター

対象：高齢者支援課・社会福祉協議会・民生委員・地区センター長・自治町会・地域包括支援センター職員・消費生活センター相談員の100名

講師：亀有警察署

内容：「高齢者の被害防止」講義・警察署との情報交換会

(2) 消費生活情報の提供

消費生活冊子「暮らしにいかす」2,000部「暮らしの豆知識」1,500部を、区民事務所、学び交流館、シニア活動支援センターなどに配布。

2. 早期の消費者教育事業（出前講座）

(1) 放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）での消費者教育事業

東綾瀬小学校わくわくチャレンジ広場（クリスマス会）

日時：平成25年12月24日（火）午後1時30分～4時40分

会場：南綾瀬地区センター・多目的ホール

対象：東綾瀬小学校わくわくチャレンジ広場登録の児童（53名）

講師：山茂岡委員をはじめとする消費者団体連合会・東綾瀬小学校わくわく

ャレストアッフ

内容：消費者教育用体験型ボードゲームを活用して消費者教育事業を実施

(2) 児童館での消費者教育事業

南新宿児童館（新年子ども会）

日時：平成26年1月22日（水）午後3時～4時

対象：南新宿児童館児童・南新宿学童保育クラブ児童（60名）

講師：山茂岡委員をはじめ黒崎委員、消費者団体連合会・南新宿児童館職員

→この内容が、お手元に配布しました新聞の4ページになります。

(3) 小学校での消費者教育事業

①新宿小学校

日時：平成26年2月15日（土）

対象：2時限目（3年生34名）・3時限目（4年生33名）

講師：消費生活センター職員

内容：消費者教育用体験型ボードゲームを活用して消費者教育授業を実施。

②こすげ小学校

日時：平成26年3月8日（水）

対象：2時限目（4年1組31名）3時限目（4年2組31名）

講師：消費生活センター相談員

内容：金融教育授業を実施予定

(4) 中学校での消費者教育事業

①本田中学校

日時：対象：平成26年3月6日（木）2時限目（3年3組40名）

3月7日（金）2時限目（3年2組40名）

3月7日（金）3時限目（3年1組40名）

講師：消費生活センター相談員

内容：「悪質商法から身を守る」をテーマに消費者教育授業を実施予定

②金町中学校

日時：対象：平成26年3月11日（火）5時限目（3年5組35名）

3月11日（火）6時限目（3年1組35名）

3月12日（水）2時限目（3年4組35名）

3月14日（金）5時限目（3年2組35名）・

3月14日（金）6時限目（3年3組35名）

講師：消費生活センター相談員

内容：「消費者として自覚をもとう」をテーマに消費者教育授業を実施予定

(5) 大学での消費者教育

東京理科大学において啓発講座の実施、啓発用リーフレットの配布

※学生支援課長と調整中

(6) 企業での消費者教育出前講座

東京慈恵会医科大学葛飾医療センター（新人職員研修）

日時：平成25年6月6日（木）午後5時～6時

会場：東京慈恵会医科大学葛飾医療センター大会議室

対象：新入職員（60名）

講師：消費生活センター相談員

内容：消費者被害防止セミナー

3. 消費者教育を担う人材育成事業

消費者大学連続講座の開催

今後、消費者教育を担う人材を育成するため、消費者団体、消費生活サポーター、消費者行政事業に興味のある方を対象に、消費者リーダー学習会「消費者大学連続講座」を6回開催。

4. その他 消費生活講座の開催

(1) 自立した消費者の育成を図るための「消費者講座」を8回開催

(2) 教育委員会（生涯学習課）と連携した、区民大学単位認定講座「消費生活連続講座」を8回開催

→ただいまの報告について、何かご質問はございますか。

→事業報告の2月15日（土）に実施された新宿小学校における消費者教育授業の感想や、学校の反応などについてお聞かせください。

→では、担当の職員から報告します。

→新宿小学校の4年生と3年生の2クラスを対象に、講師は消費生活センター所長が行いました。このボードゲーム全体が葛飾区の地図であること。地図に表示されているのは町工場の印や小松菜の絵などを児童に尋ねるなど、社会科の授業として始めました。葛飾区の名産は何かの問いに、3年生も4年

生の児童も「小松菜だ」と元気よく答えるなどにぎやかな雰囲気になりました。3年生におきましては、葛飾区の特産品等を尋ねたところ「ニイジユクネギ」と大きな声で答えていました。その後、ボードゲームが始まり、ゲームですから、子供たちは大喜びでサイコロを振りゴールを目指します。そのゴールを目指す時に4種類のカードを拾い読み上げます。その内容が消費者教育の中味となっております。15分ぐらい経過したところでゲームは終了します。

そこで、「学習振りかえシート」を児童に書いてもらいます。日常生活の中で自分が守らなければならないことや自分が気を付けなければならないことについて記入します。児童達は、もう1度カードを選んで読み上げ、中には以前、歩道橋や横断歩道がないところで道路を渡ってしまった事を思い出し反省をしている児童の姿を見て、消費者教育そのものにつながったなという実感です。3年生においては、授業参観されている保護者の方もご一緒に参加され児童たちと和気あいあいと楽しく過ごしていました。授業終了後、校長先生から「参加された保護者から大変勉強になりました。私が知らない事もありました」との保護者からの感想を伝えていただき、「今後は是非PTAでこういう消費者教育の講座をやりたいです」という発言をいただきました。以上です。

→良かったですね。他の小中学校からも依頼があり、また今後PTAなどで実施できれば、どんどん広がりが出て本当に嬉しいことと思います。

→はい、ありがとうございます。他にございますか。消費者教育については、むしろ国とか都よりも早く葛飾区では議論しておりまして、消費者教育出前講座は、大変重要な試みだと思います。消費者教育というと、我々も含めて相談員さんもそうですが、専門知識があるので消費者問題だけで教えようと思います。ところが、教わる方は、生活の中で自分の必要なことや大切な事などの中から考えます。そのため、もう少し広がりを持つ必要があります。それがまさに地域教育だと思います。葛飾区は歴史のある地域ですから自分の住んでいる所を学び、生活や消費者の問題を教えること、特に子どもの場合は、こういうゲームとか遊びの中で身に付けていくという工夫が重要です。今後の課題は、これを区域全域で行った場合の体制作りだと思います。今後消費者団体やサポーター又は地域の人たちが協力して消費者教育を実施していきたいですね。

小金井市の中学校の家庭科の授業で消費者教育講座のゲスト講師をしていましたが、難しいです。情報は絞って伝えることが大切です。また、葛飾区で実施していることを外に発信していく必要があります。例えば、ホームページの

活用です。ホームページを改善し、事業内容を的確に情報提供する必要性があると思います。

他にご意見ありますか。

→「企業での消費者教育出前講座」についてお尋ねします。

企業側の消費者教育の取組みというのがひとつのポイントだと思います。病院の新人研修という切り口でやられたとことが面白い企画だと思いました。企業側の新人教育で活用されたとのことですが、この提案は葛飾区側の提案でしょうか。

→病院側です。この案件につきまして、担当の相談員から概要を説明します。

→去年6月6日に、実際に私が病院に採用された新人の方を対象に実施しました。時期は6月でこれから初ボーナスが出るという頃に、病院から「社会人に成りたての方が消費者被害に遭いやすいような事例を具体的にあげて話をしてください」という依頼がありましたので、若者が陥りやすい被害について情報提供を兼ねお話をしてきました。講義終了後参加された方に感想を尋ねましたところ、多くの方から「知らなかったが多かった」という声がありました。話をさせていただいて本当に良かったと思いました。

→企業として自分の社員の消費生活を考えることについてですが、製造する会社、販売する会社など多数あると思いますが、その中で、消費者被害の加害者側になってしまう可能性がある企業もあるかと思います。企業に対して今後アプローチしていく方法も考える必要があると思います。今後、企業に対しての出前講座が増えることを望みます。

→病院の新人研修とのことですが、新人研修プログラムの中の一つとして消費者教育講座の講師依頼があったのですか。

→それについては不明です。今後は、消費生活センターが講師依頼を待つだけでなく、企業に対してもPRをしていこうと思っています。

→新たな課題として、今後、地域の事業者に対して、いかに対応していくかだと思います。各事業者とも自社の従業員が被害に遭わないための研修については、ある程度、積極的に対応するかと思いますが、問題は加害者になる可能性がある場合です。事業者に対しては、消費者問題が情報や交渉力の格差から起きていることを認識させる必要があります。そのための方策について、

地域連絡会議で検討していければと思います。

→児童館でボードゲームを使用した、早期の消費者教育出前講座の講師を務められた、消費者団体連合会さんから報告をお願いします。

→児童館の子どもたちは先生の話をよく聞く子ども達でした。児童館の先生から生活の面、安全の面、環境の問題などを詳しく聞き、ボードゲームをしながら大変楽しく遊んでいました。小学生ですと、途中でわいわい騒いで遊んでしまうことが多いですが、グループに分かれて一つひとつのゲームを言われるとおりにやっていました。カードもよく読んで、自分の町にこんな所があったのかと言う子どももいました。全体的に職員の先生がすごく熱心に対応していただいたことで、こういう方法で行えば、小さいうちから消費者教育ができると感じました。できたら、消費者教育は児童館から始めていければと思います。

→私も参加して、本当にこの児童館の先生は立派だと思いました。子ども達に基礎から教えていることが分かりました。3年生でしたが、おとなしく先生の話をしっかり聞いていました。5人一組でゲームをしていたのですが、「5人全員がわかるようにカードを読みましよう」と助言したところ、即座に実行していました。分からない事があると私に質問するので、説明すると同じグループの他の子ども達も理解するのです。児童館の先生がそういう基礎から教えているからだとうらやましかったです。やっぱり小さいときからの教育が大切だと思います。私が勉強になりました。

→はい、ありがとうございました。他に何かありますか？ よろしいですか？ 小学校3、4年生の吸収力はすごいです。小学校におけるこういった教育というのは、とても重要なことだと思います。

→今までのお話の中で事業者の教育についての発言がありましたが、そこまでいきますと大変だと思います。ですから、それは専門家の部署があると思いますので、そこと連携をとりながら事業者の人たちに「こういうことだけは知ってほしい」ということの提案をしながら、講座を設けていくべきだと思います。一人でも多くの人に消費者教育に力を入れてもらうために、私たちも子どもたちに消費者教育を進めていきたいと思っています。同時に若いお母さんやPTAのお母さんを対象に、現在私たちが実施している「わくわくチャレンジ広場」において、PTAのお母さんに話をしてみようと思っています。

→先ほど事業者教育のお話がありましたが、そんな盛り沢山なことは現実的ではないと思います。ただし、開催場所によっては大企業の従業員さんが組織的に参加することがあります。
それでは、3の審議事項に入ります。

3 審議事項

(1) 葛飾区の消費者教育の推進について

→A3の「東京都消費者教育のアクションプログラムの取組み実績と取組予定」をご覧ください。

東京都の消費者教育のアクションプログラムの中の取組み指針で平成25年度と26年度の取組み予定、平成27年度の到達目標があります。その到達目標の番号が1. 2とありますが、その2番目の所に消費者教育推進地域協議会又はそれに類する連携のための組織を設置しているということで、平成27年度の到達目標が10区市町村となっております。平成25年12月現在では、千代田区と葛飾区において設置されています。これと2枚目2ページ目を見ていただきまして、番号が9番消費者教育モデル事業として、前回の審議会でも説明させていただきましたが、東京都のモデル区として、8区市町村の千代田区、新宿、江東、荒川、葛飾区、八王子、昭島市、町田市となっております。これに関してまして、引き続き、東京都としてはモデル地区として推進することとしています。葛飾区としても26年度以降に活用していこうと考えております。葛飾区の独自のアクションプログラムの作成を考えていきたいと思っておりますが、平成27年度を目途に審議会で議論していただくとともに、消費者教育地域連絡会議で意見をいただき、葛飾独自の消費者教育的なプログラムを作っていきたいと考えております。

→よろしいですか。消費者教育アクションプログラムの中で、ただいま事務局で言われましたように、葛飾区の取組みは、東京都消費者教育モデル事業に認定されています。特にその内容が、「地域の関係による連絡会議の設置及び消費者教育の推進」となっています。私の認識では一番重要で難しい問題に取り組むこととなっています。私からの質問ですが、消費者教育推進地域協議会等の設置については、千代田区はモデル地区に指定されてはいないが、地域連絡会議を作ったということですか。

→いや、モデル地区には今年度はなっています。大学との連携による会議をやっているようです。

- 千代田区の場合は、たくさんある大学との連携を設けたということですね。これに対して葛飾区の場合は、理科大とどのような関係をもっていくかということがテーマになると思います。理科大には学生教育というような窓口があったように思いますので、このあたりと何か連携できれば、葛飾区独自の地域に根差した消費者教育を展開できるのではないかと考えています。ところで、葛飾区を代表する野菜や果物は何でしょうか。
- 果物はミカンやブルーベリーがあります。ブルーベリーは都市農業のひとつで大きな独自産業となる要素があります。
- 特に高齢者がまちに出てくるような魅力ある街づくりを考えたいです。地域連絡会議で商店街連合会会長さんに空き店舗を利用して、高齢者の方が新鮮な野菜や果物が安く手に入る方法はないかとお聞きしましたが、これは大きな目玉と思います。
- それでは、2番目の消費者講座のあり方について等を事務局から説明願います。
- 一つ目は、区民大学と連携した消費生活連続講座です。講座を8回やってほしいとの要望があり、かなり人気があります。来年もこのテーマでやっていこうと考えています。二つ目ですが、消費者大学連続講座の6回です。これは消費者団体連合会共催で開催しております。また、消費者団体活動の担い手を育成するための事業として、そして消費者団体の方とサポーター養成の講座として考えています。内容については、消費者団体連合会の意向でレベルの高い講座を実施しております。
- よろしいですか。これは、葛飾区消費生活条例を作る前は単発講座を実施していましたが、この審議会の前身の検討会で連続講座が必要であるとの提案をしました。それが区民大学単位認定講座の消費生活連続講座です。当初は6回でしたが、現在は8回に増え定着してきたところです。また、25年度からは消費者大学連続講座を6回開催しました。私を知る限り連続講座を2本実施している区は数少ないと思います。双方の連続講座の位置づけについて議論して頂きたいと思います。平成26年度はこの2本立てでいくということですか。
- はい、26年度は2本実施します。

→平成 27 年度をみこした上で、連続講座のあり方の工夫をしていただきたいと思います。

→補足させていただきたいのですがよろしいですか。答申が平成 22 年度にございましたが、実は当初私どもの消費者センターで行っているさまざまな啓発講座事業は、もともと 23 区の中でも非常に充実した内容を誇っていたわけです。ただ、その参加者について行政評価的に分析しますと、やはり、一般の参加者が非常に少なかったわけです。参加者は、消費者団体連合会の役員の方がほぼ中心でした。ところで、区の各部署においては、区民向けに、老人大学、健康大学、さらには各種の教育講座等を行っております。生涯学習課が、参加者の増加を図るため、これらの講座をまとめて、区民大学事業をスタートさせました。その中では、マイスター制度というものがあって、区内のどこの講座を受けてもスタンプがもらえるため、目標どおり参加者が増えてきています。この状況下におきまして、消費生活連続講座につきましては、区民大学の認定講座として位置づけ、実施しているところでございます。

一方の消費者大学連続講座は、谷茂岡会長のご提案によるものでございます。これまで長い間、消費者団体連合会の活動が行われてきていますが、区内のどこの団体も役員の高齢化が進んでいるため、次代を担うリーダーとなる人をできるだけ多く発掘したい思いがあります。また、区が重視している協働という視点から、区、区民、事業者が一緒になっていくためのサポーター的な方を養成したいという思いもあります。

→はい、ありがとうございます。双方とも、最近始まったものであり、このような講座を 2 本立てで実施しているのは、私はあまり聞いたことがありません。この状況は、谷茂岡会長をはじめ地域の消費者団体の力で実現していることと思いますが、今後、双方の役割をより明確にして、さらに効果を上げていくことを望みます。今年の秋くらいまでに報告が出せれば、再来年度の予算にいかせるかと思えます。

今までのところで、質問やご意見はございますか。

→先ほどのボードゲームのお話とか今の講座の話は伺いましたが、参加される人はごく一部だと思います。そのため、区役所などの窓口の待合室等にテレビで放映する方法も良いと思います。多くの一般の目に触れる機会が増えると思います。ご検討をお願いします。

→今のようなご意見を出していただければと思います。

→葛飾区はビデオを作っていないのですか。

→作っています。展示室に消費者教育のビデオがあります。

→前は、区役所のビデオ広報として流していましたが、今はやめています。
今後はPRの仕方の中の一部として考えていきたいと思っています。

→平成22年に答申をしましたが、消費者被害に関する住民への情報提供について、当時議論されていたのが不特定多数の人が集まる場所、区役所の待合ロビー・区民事務所等で、悪質商法に関するビデオを繰り返し放映するなどの視覚に訴えるとともに、FM放送を活用することも必要であるということでした。ホームページについては、葛飾区の消費者行政体制の強化の一つとして改善の必要性が提言されております。

→私が考えることは、高齢者は病院に行く機会が少なくないと思われませんが、2時間程度待たされることが多いことから、地域の医師会と協働し、この時間を活用して何かできないかということです。それから、消費者大学連続講座のコンセプトについてですが、応募条件として「消費者リーダーとして活動意欲のある方」となっていますが、これだけでは、参加者はなかなか集まらないかと思います。確かに、消費者問題に関心を持っている方を消費者リーダーとして養成する必要があると思いますが、リーダーとしては実績を伴ってはじめて周りから認められるものだからです。

→今回の消費者大学連続講座は、消費者団体の会員を対象としていました。
今後は、どのように呼びかけていくか検討していきたいと思っています。

→講座の開催時間についてですが、平日の昼間というのは人は集まらないということです。昔と違って仕事を持っている人が多くいます。仮に平日夜間、土日に行うとした場合、講座のスタッフとしては、行政職員ではなく、公募によるサポーターでもいいと思います。

→最後にひとつ、今年は、5月31日に消費者庁の長官が特別講演会の講師として来る予定となりました。ご都合をつけて是非ご参加いただきますようお願いいたします。

→次回の審議会について報告します。本日ももちまして、第3次の審議会は

終了します。そのため、次回からは、第4次の審議会となり新しい委員の方により開催します。予定としては、7月か8月頃になると思います。

→委員の皆さん、審議会のメンバーを辞められても区民であることに変わりはありませんので、ご意見がございましたら事務局にあげていただければと思います。これをもちまして、本日の議題は終了しました。

4 閉会

→それでは、第3次第4回目の葛飾区消費生活対策審議会を終了いたします。